

**足利市家庭用小型合併処理  
浄化槽設置補助金交付要綱**

**栃木県足利市**

**令和6（2024）年4月**

# 足利市家庭用小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

## ( 目 的 )

第 1 条 この要綱は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、専用住宅及び地域集会場に合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## ( 用 語 の 定 義 )

第 2 条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

### ( 1 ) 合併処理浄化槽

生活排水処理施設のうち、し尿と生活雑排水（以下、これらを「生活排水」という。）を合併して処理する浄化槽で、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下、「法」という。）第 4 条第 2 項に規定する構造基準及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について（平成 4 年 10 月 30 日衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）並びに環境省が浄化槽設置整備事業実施要項に定める性能要件を満たす環境配慮型浄化槽に適合した浄化槽をいう。

### ( 2 ) 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽であって、法第 3 条の 2 第 2 項に規定される浄化槽をいう。

### ( 3 ) 専用住宅

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により記録（以下「住民登録」という。）がされている場所に存在し、主に居住の用に供する、又は延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する一戸建ての建物をいう。

### ( 4 ) 地域集会場

町内会・自治会等地域住民組織である公共的団体が集会の用に供する施設をいう。

### ( 5 ) 対象地域

ア 浄化槽処理促進区域

法第12条の4第1項に基づき、足利市が指定した区域をいう。

イ 市単独補助対象区域

公共下水道の事業認可区域であって、その供用がまだ始まっていない区域をいう。ただし、当補助交付申請を行なう年度内に公共下水道供用開始の予定のある区域を除く。

(6) 宅内配管

合併処理浄化槽に接続する配管で、生活排水が流入する部分及び合併処理浄化槽の処理水を公共水域（敷地内で処理水を処理する装置を有する場合は、同装置。）に放流する部分をいう。

( 補 助 対 象 事 業 )

第3条 合併処理浄化槽の設置に係る補助対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽処理促進区域の専用住宅に単独処理浄化槽を設置している者が、その単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業。（専用住宅の建て替えに伴うものを除く。）
- (2) 浄化槽処理促進区域の専用住宅に汲み取り便槽を設置している者が、その汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業。（専用住宅の建て替えに伴うものを除く。）
- (3) 浄化槽処理促進区域内の地域集会場に、処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する事業。
- (4) 市単独補助対象区域において、合併処理浄化槽を設置する事業。（合併処理浄化槽からの転換は除く。）

( 補 助 金 の 交 付 )

第4条 補助金は、第3条に規定する補助対象事業を実施する者に対して予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。
- (2) 専用住宅を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者。

- (3) 合併処理浄化槽の処理水の放流方法について関係者の承諾又は同意を必要とする者で、これが得られない者。
- (4) 合併処理浄化槽を設置しようとする個人で市税等を完納していない者。
- (5) 実績報告書を提出する時点で、補助対象の合併処理浄化槽を設置した専用住宅を住所地として、住民登録をしない者。
- (6) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関から、この要綱による補助金以外の補助金等を受けて合併処理浄化槽を設置する者。
- (7) 第7条に規定する交付申請時において、当該申請に係る合併処理浄化槽の工事を開始しているもの。
- (8) この要綱に基づく補助金の交付を既に受けている者。

**( 補 助 対 象 経 費 )**

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 合併処理浄化槽本体の購入費用及び設置に必要な工事費用（全ての運搬に係る経費を除く。）
- (2) 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去工事費用（建物を新築する場合を除く。処分費用を含み、運搬に係る経費を除く。）
- (3) 前号の工事に附帯して行う宅内配管工事費用（配管の接続に必要なますを含む。）

**( 補 助 金 額 )**

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の額とし、次表に定める額を補助限度額とする。

区 分	合併処理浄化槽の人槽区分等	補助限度額
第3条第1号及び第2号に規定する事業の補助金の額	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
	合併処理浄化槽設置費補助金に加え単独処理浄化槽の撤去工事費用（全ての人槽）	120,000円
	合併処理浄化槽設置費補助金	90,000円

	に加え汲み取り便槽の撤去工事費用	
	合併処理浄化槽設置費補助金に加え宅内配管工事費用（全ての人槽）※水回りのリフォームや専用住宅の構造、間取りを変えない工事に限る。	200,000円
第3条第3号に規定する事業の補助金の額	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
第3条第4号に規定する事業の補助金の額	5人槽	110,000円
	7人槽	138,000円
	10人槽	182,000円

2 前項の補助金額の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

**（補助金交付申請書）**

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ合併処理浄化槽設置補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し市長に申請するものとする。

- （1）既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽が確認できる写真（第3条第1号又は第3条第2号に該当する場合）
- （2）既成底板コンクリート使用届出書（使用する場合、別記様式第11号）
- （3）公共下水道接続誓約書（第3条第4号に該当する場合、別記様式第8号）
- （4）工事請負契約書
- （5）浄化槽設置工事内訳書（別記様式第10号）
- （6）審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は浄化槽仕様書及び建築確認通知書の写し、専用住宅を借りている者は賃借人の承諾書
- （7）合併処理浄化槽の構造図
- （8）敷地内処理装置構造図（使用する場合）
- （9）設置場所の案内図及び配置図・平面図
- （10）国庫補助指針適合登録浄化槽管理票C票及び登録証（10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合）

- ( 1 1 ) 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習修了証又は浄化槽設備士の免状の写し
- ( 1 2 ) 債権者登録申出書
- ( 1 3 ) その他市長が必要と認める書類

#### ( 交 付 の 決 定 及 び 通 知 書 類 )

第 8 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することに決定した者に対しては補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（別記様式第 3 号）によりそれぞれ通知する。

#### ( 変 更 承 認 申 請 書 及 び 通 知 書 類 )

第 9 条 前条第 2 項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、変更承認申請書（別記様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により、変更を承認することを決定した者に対しては変更承認通知書（別記様式第 7 号）により、通知する。

#### ( 実 績 報 告 書 )

第 1 0 条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 3 0 日以内、又は当該年度の 3 月 2 0 日（市の休日に当たるときは、前日とする。）のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第 5 号）に次の書類を添付して市長に提出するものとする。

- ( 1 ) 竣工図（工事完了後の配置図、浴室・手洗い等の接続先が確認できるもの）
- ( 2 ) チェックリスト（別記様式第 9 号）
- ( 3 ) 浄化槽設置工事の現場写真（ 1 枚毎に撮影日が確認できるよう、写真内に日付が写っているもの。単独浄化槽又は汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事を実施する場合は、当該工事に係る写真を含む。）
- ( 4 ) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ( 5 ) 法（第 7 条）法定検査依頼書の写し
- ( 6 ) 機能保証制度登録証（市町村用）

- (7) 浄化槽工事完了報告書の写し
- (8) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (9) 浄化槽工事費用の領収書の写し
- (10) 撤去する単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票の写し（単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する場合）
- (11) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽の使用を廃止する場合）
- (12) その他市長が必要と認める書類

### （ 交 付 額 の 確 定 ）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）を速やかに補助対象者に通知する。ただし、補助金の交付決定額と交付確定額に差異が生じない場合は補助金交付額確定通知書の通知を省略することができる。

2 市長は前項の規定により、交付条件に合致しない場合、又は実績報告書の提出が無い場合には補助金不交付確定通知書（別記様式第12号）により補助申請者に通知する。

### （ 補 助 金 の 請 求 ）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、請求書による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

### （ 補 助 金 交 付 の 取 消 ）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号の一つに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を偽りその他不正の手段により受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

### （ 補 助 金 の 返 還 ）

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

### （ 細 目 ）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年9月1日から実施し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。